⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
⑷　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
　ア　厚生年金保険、イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ　船員保険、エ　国民年金、オ　労働者災害補償保険、カ　雇用保険
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　提案書類の提出場所等
⑴　入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先
　〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館16階15号室　厚生労働省労働基準局労働条件政策課設定改善係　勝見、岡本　電話03―5253―1111（内線5524）
⑵　提案書類の提出期限　平成27年５月８日17時00分
⑶　提案書類の提出方法　原則、上記⑴まで直接提出すること。
　郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記⑴あてに提案書類の提出期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。
　なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
　〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館16階６号室　厚生労働省労働基準局労災管理課経理係　山崎、増田　電話03―5253―1111（内線5445）
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成27年３月24日11時15分より
　於：中央合同庁舎第５号館厚生労働省労働基準局第１会議室（16階国会側）
⑶　入札書の提出期限　平成27年５月８日17時00分
⑷　入札書の提出方法　本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出の上、紙入札方式によることができる。
　また、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。
⑸　開札の日時及び場所　平成27年５月18日11時15分
　於：中央合同庁舎第５号館入札室（１階国会側管理室隣り）
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、上記２の競争参加資格を有することを証明する書類を平成27年５月８日10時00分までに提出しなければならない。
　なお、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
　また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
　また、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kinya Kitsuka, Director, Worker's Compensation Administration Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare.
⑵　Classification of the services to be procured : 73
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : The well-known public information for the spread of a leave system for workers that require particular attention, 1 set.
⑷　Accomplishment period : 31 March, 2016.
⑸　Delivery place : The place specified by the official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures, Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
［1］ not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract May be applicable under cases of special reasons within the said clause.
［2］ not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
［3］ have Grade "A", "B" or "C" on "Offer of services, etc." in terms of the qualifications for participating intenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015.
［4］ Prove to have no false statement intendering documents.
［5］ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.
［6］ Meet the qualification requirement which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time limit of the submission of proposals : 5 : 00 PM, 8 May, 2015.
⑻　Time limit for tender : 5 : 00 PM, 8 May, 2015.
⑼　Contact person for the documentation relating to 3 : Tatsuya Katsumi, A Guidance person in charge, Working Conditions Policy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 ext. 5524.
　Contact person for the documentation relating to 4 : Satoru Yamazaki, Shunya Masuda, Accounting section, Worker's Compensation Administration Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 ext. 5445.